

令和4年度 第2回大東市総合教育会議 議事録

1. 開催日時 令和5年2月1日(水) 午前10時00分 ~ 午前11時50分

2. 開催場所 大東市役所 本庁2階 委員会室

3. 出席者(6人)

- ・大東市長 東 坂 浩 一
- ・教育長 水 野 達 朗
- ・教育委員 太 田 忠 雄
- ・教育委員 田 中 佐知子
- ・教育委員 齊 藤 めぐみ
- ・教育委員 中 野 健一郎

4. 事務局等出席者(14名)

- ・教育総務部長 北 本 賢 一
- ・学校教育政策部長 伊 東 敬 太
- ・教育総務部総括次長兼家庭・地域教育課長 佐々木 由 美
- ・教育総務部次長兼教育総務課長 杉 谷 明 子
- ・教育総務部次長兼学校管理課長 芦 田 雄 一
- ・学校教育政策部総括次長兼指導・人権教育課長 村 島 正 浩
- ・学校教育政策部企画・教職員課長 花 澤 秀 之
- ・学校教育政策部ICT教育戦略課長 川 阪 栄 介
- ・学校教育政策部ICT教育戦略課参事 山 本 和 人
- ・学校教育政策部教育研究所課長兼所長 浅 井 裕 子
- ・教育総務部野崎青少年教育センター参事 前 島 康 浩
- ・教育総務部北条青少年教育センター参事 田 中 廣 信

- ・政策推進部長 東 克 宏
- ・政策推進部総括次長兼行政サービス向上室課長 田 中 知 子
- ・政策推進部戦略企画課長 福 田 悦 子
- ・政策推進部戦略企画課 富 田 咲 希
- ・政策推進部公民連携推進室課長 萩 原 一 行
- ・政策推進部公民連携推進室上席主査 宮 本 歌奈子

5. 案件

①義務教育学校等の設置に関する検討報告書（案）について

②その他

・ 公民連携教育事業の進捗について

6. その他

傍聴者 1名

7. 発言要旨

【事務局】

これより令和4年度第2回大東市総合教育会議を開会いたします。

この会議は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の4に基づき、市長と教育委員会が十分な意思の疎通を図り、本市の教育に係る課題やあるべき姿を共有し、連携して本市の教育行政に取り組むために開催するものです。

本会議は、昨年4月に開催いたしました令和4年度第1回会議において、本市の新たな教育の選択肢である「公民連携教育」についてご議論いただいてから、約10か月ぶりの開催となります。よろしくお願いいたします。

それでは開会に当たりまして、市長からご挨拶申し上げます。

【東坂市長】

本日は、ご多用の中ご出席を賜り、御礼申し上げます。

平素は、総合教育会議委員としてはもとより、教育委員のお立場の中で、教育環境の改善や子どもたちの健やかな成長に取り組んでいただき、感謝申し上げます。

教育行政に関しましては、市長部局も含めて一体的に邁進することが求められております。そのために、教育委員会や教育委員との十分な交流の場が必要とされており、この総合教育会議が設置され、運営されております。

私としましては、教育に対する責任を持ちながら、教育の運用については、皆さま方の自由度を奪ってはいけないと考えております。

5月8日に、コロナ禍のひとつの区切りを迎えることとなります。私の3期目は、コロナと共にありました。コロナ禍における日常の変化や対応について、慎重さが必要とされました。教育環境においても、混乱の中で最善の対策を打ち続けてこられたことについて敬服いたします。5月8日から完全に元通りになるというわけではなく、この3年数か月の経験を活かして、個別最適な教育というキーワードが教育環境にも教育の内容にも反映されるという数段上の景色を子どもたちに示しながら、ご家庭や地域にも安心を提供することができるような、次のステージを迎えたいと考えています。

前回の会議では、「個別最適」というキーワードの中、小学校・中学校の教育について改めて見直してもいいのではないか、という議論をしていただきました。

小中一貫教育については、国の制度です。子どもたちにとっては、今年の次は来年があり、小学校から中学校、高校へと進むのは制度が決めたものです。

子どもたちの今、明日、来年に最もふさわしい環境はどういったものであるか、公的なスタンスを持った我々がどこまでそのような環境を提供できるのか、ということを基本から議論できる場がこの総合教育会議であってほしいと考えています。

皆さま方にはその知見をご披露いただければと思っております。

ご忌憚のないご意見が交わされる場となりますよう、よろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。

議題に入ります前に、配布資料の確認をさせていただきます。

《資料確認》

では、早速進めてまいります。

本日は、お手元の次第にもありますとおり、『義務教育学校等の設置に関する検討報告書（案）』について、ご議論賜りたいと考えております。

大東市総合教育会議運営要綱の規定により、議長は市長に務めていただきます。それでは、市長、進行をよろしくお願いいたします。

【東坂市長】

本日は、報告書（案）についてのご議論をいただくわけですが、この会議体は、教育大綱を除き、何か決めていくというものではないという前提で、忌憚のないご意見をいただければと考えています。

それでは、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

それでは、『義務教育学校等の設置に関する検討報告書（案）』につきまして、ご説明申し上げます。

資料2 本編表紙をご覧ください。本市は、平成29年度から3年間「小中一貫教育モデル校事業」の指定を受けたことを契機に、現在では全中学校区におきまして、小中学校教育の取組みを推進しているところです。

この報告書は、本市がこれまで取り組んでまいりました「小中一貫教育」の成果と課題を踏まえ、その先にある施設一体型の学校創設の検討にあたりまして、教育委員会事務局にて、取りまとめたものです。

とりわけ、表紙標題の「義務教育学校等」の「等」につきましては、『学校教育法』に定める「義務教育学校」と、『学校教育法施行規則』に定める「併設型小中一貫教育校」の両者のいずれかを指しております。この先の議論・検討によって、学校のあるべき姿を集約していくことをイメージしているところです。

次に、資料2の目次をご覧ください。

この報告書（案）は、大きく分けて、4章立てにしております。

第1章では、「義務教育学校」等の制度や、国・大阪府の状況について整理をしております。

第2章では、「義務教育学校」等の検討にあたって、本市の現状・課題について触れており、とりわけ、ここでは、これまで取り組んでまいりました「小中一貫教育モデル校事業」等の成果と課題を整理しております。

なお、本日、この第1章と第2章に関する詳細内容やこれまでの取組等につきまして、参考資料として追加しておりますので、併せてご参照いただきますよう、お願いいたします。

また、第3章では、第1章と第2章の背景のもと、本市の基本的な考え方（案）をお示し、第4章では、第3章の基本的な考え方（案）に基づいて、「（仮称）北条義務教育学校」創設のシミュレーションを整理しております。

なお、最下段に、「この報告書は、「義務教育学校」（小中一貫校）の創設に対して、議論をすすめるためのたたき案として策定したものであり、大東市・大東市教育委員会の行政計画として定めたもの

ではありません。」としております。

これは、今後、この報告書（案）を基に、学校はもちろんのこと、市民の方や保護者の方々などのご意見を頂戴し、行政計画として作り上げていくことを想定しているものです。

それでは、本論につきましては、順次、教育委員会事務局の担当課長から説明を行い、最後に、検討の進め方等につきまして、学校教育政策部長から説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本論に入ります。

1ページをご覧ください。第1章第1節で、「小中一貫教育の必要性等の背景について」整理しています。一番下の段落におきまして、9年間のカリキュラムや「子どもの育ちの連続性」の把握や対応は、ますます重要性を増していること、学習指導や生徒指導において、小・中学校が協力し、責任を共有して目的を達成すること、こうした観点から、双方の教員が義務教育9年間の全体像、めざす子ども像を把握し、系統性・連続性に配慮した一貫した教育が求められていること、を記載しています。

次に、2ページをご覧ください。ここでは、第2節として関係法令について整理しています。

本文1点目に、平成27年6月24日に『学校教育法』が改正公布され、「義務教育学校」の章が加わり、平成28年4月1日から施行されたことを触れています。下には、この法律の主なものとして、目的・設置権者・修業年限・教育課程・免許状について整理しています。

また、本文2点目に、法律改正時において、義務教育の9年間の学びを地域ぐるみで支える新たな仕組みとしての義務教育学校となるよう、市町村教育委員会は、保護者や地域住民の理解と協力を得るための場として、学校運営協議会等の設置及び活用に努めることについて触れ、今後の議論について、地域や保護者らの意見聴取が大切である姿勢を謳っています。

次に、3ページをご覧ください。ここでは、第3節として、「義務教育学校」や「併設型小中学校」などの比較を整理しております。こちらの詳細につきましては、先ほど追加いたしました参考資料10ページ以降も併せてご参照ください。

次に第4節として、全国と大阪府の「義務教育学校」の設置状況を記載しています。昨年度の段階で、全国で145校、大阪府で7校の「義務教育学校」が設置されているところであり、近隣市では、守口市・東大阪市が設置されているところです。

なお、今年度に大阪府で生野未来学園、能勢町で能勢ささゆり学園が開校されており、大阪府内には計9校の義務教育学校が設置されているところです。

第1章に関しましては以上となります。

次に、4ページをご覧ください。ここから、第2章の本市の現状と課題になります。

まずは、本市の「通学区域」、いわゆる校区を整理しています。

本市は、指定校区制度を採用しております。中学校を基準に見ますと、1中1小の中学校は、北条中・四条中・諸福中・大東中の4校です。また、1中2小の中学校は、南郷中の1校です。さらに、深野中・谷川中・住道中については、混在するかたちの校区になっている状況を記載しています。

次に、5ページをご覧ください。先ほどの「通学区域」の状況を踏まえ、校区の課題を整理しています。

まず、1点目に本市において「学校適正規模の基準の目安を下回る学校が出てきている。」ということをお述べております。適性規模の目安を小学校12クラス以上、中学校9クラス以上としますと、小学

校では北条小・住道北小、中学校では四条中・北条中・大東中が、これに該当する状況です。

次に、2点目として、「小学校から中学校への進学先が異なる。」ということ述べております。小学校から見ますと、三箇小・住道北小・深野小の児童が、進学先の中学校が異なる状況です。

次に、3点目として、「自治区を分断する校区がある。」ということ述べております。こうした状況は、「義務教育学校」等を検討する上で、念頭に置いておく必要があるとともに、従来からの課題として、「義務教育学校」等の検討とは別に検討すべき課題として捉えておく必要があると考えています。

次に、6ページをご覧ください。ここから、次のページの7ページにかけましては、第2節として、これまでの児童数・生徒数の推移を整理しております。

また、8ページでは、これからの児童数・生徒数として、現ゼロ歳の乳児も含めて、就学前児童数に基づき、これからの児童数・生徒数の予測を整理しています。

8ページの右側の小学校の欄をご覧ください。一番上の諸福小、5番目の住道北小、7番目の南郷小、8番目の氷野小が大きく減少し、3番目の北条小や一番下の深野小が増加する予測になっています。

また、左側の中学校の欄では、上から3番目の北条中、6番目の南郷中の生徒数が大きく減少する見込みとなっています。

次に、9ページをご覧ください。ここでは、第2章第3節として、校舎老朽化の状況を整理しております。令和元年度に、『大東市小中学校長寿命化計画』を策定したところですが、その具体的な工事計画を示したものが、10ページの表になっております。

現段階で、工事に着手していますのは、上から3番目の住道南小と、13番目（中段少し下の）南郷中です。また、現在、設計に着手していますのは、上から5番目の四条北小と、10番目（中段あたりの）諸福小です。なお、1番上の南郷小については、これから設計事業者の選定に着手していく段階です。

次に、11ページをご覧ください。ここは、第2章第4節として、小中一貫教育の成果と課題について整理しております。追加の参考資料1ページにもありますが、本市は平成21年度より小中連携教育推進事業をスタートしました。その後、平成29年度から3年間、小中連携教育をより深化させた「小中一貫教育モデル校事業」に取り組んだことについて触れ、中段あたりに、最も成果があったこととして、小・中学校のそれぞれの教職員が共通した取組に臨んだり、小・中学校のそれぞれの子どものお話をしたりできるようになったことや、下から2点目に、生徒への自己肯定感のアンケートとして、小中一貫教育モデル校事業が始まる前の肯定的評価が80%であったものが、3年後の令和2年度には89%に上昇したこと等について、触れています。

成果と課題および本市の具体的な実践、取組に関しましては、参考資料の3ページ以降もご参照ください。

このモデル校プロジェクト事業の成果から、本市においては、今年度より全中学校区で小中一貫教育をスタートしている状況です。

次に、12ページをご覧ください。ここは、第2章第5節として、北条小学校が『土砂災害防止対策法』に基づく「土砂災害警戒区域」内に立地していることを述べております。

このことは、「義務教育学校」を検討するに至った背景として、ハード面としては、最大の課題と捉えるべきものと認識しています。

これまでの対応として、大阪府との協議が難航しており、容易に解決することが難しい状況です。

次に、13ページをご覧ください。第3章として、「義務教育学校」等を検討するにあたっての本市の基本的な考え方（案）について、まとめています。

上段部分で、「義務教育9年間を見通しためざす子ども像の共有」や、「子どもの育ちの連続性」については、小・中学校間の教職員どうしのつながりの強化や、アンケート調査から子どもたちの安心感や自己肯定感の高まりに表れていることや、小中連携教育から小中一貫教育と深化してきた本市の取組を一層推進する必要がある旨を記載し、小中一貫教育の必要性を整理しております。

また、児童数・生徒数や校舎の老朽化対策について触れた上で、下から3点目以降に、次のようにまとめています。

『なによりも、「土砂災害警戒区域」に位置している北条小学校は、防災上の観点からより高い安全性の確保策を講じるべきであるため、学校の再編・移転を進める必要がある。これまでの連携実績、通学区域の設定、立地の緊急性等を踏まえ、まずは「北条小学校」・「北条中学校」を対象に、「（仮称）北条義務教育学校」・「（仮称）北条小・中一貫校」の設置に向けた検討を開始し、次章では、小・中一貫教育の強化を前提に、「義務教育学校」創設のシミュレーションを行うものとする。なお、なお、その際には、学校施設・機能の複合化の可能性について、市長部局と教育委員会の連携により、併せて検討を行うものとする。』とし、この報告書の基本的な考え方を整理した上で、次章の第4章に入ることとしています。

次に、14ページをご覧ください。このページから、（仮称）北条義務教育学校のシミュレーションになります。

第1節では、令和10年度の児童数・生徒数について、就学前児童数の増減がない前提とし、私学進学者を除いて算出したところ、小学生の児童数については、現在の児童数よりも、約50名程度増加するという結果になっている状況です。

15ページの第2節 教育公務員数については、令和4年度時点では、北条小学校が18学級、北条中学校が9学級となります。

義務教育学校では、小学校は前期課程、中学校は後期課程として換算することから、公立公務員等の数は、前期課程・後期課程を合わせて43名となります。ここで義務教育学校は、校長が1名となることから、もう1名は副校長となります。しかしながら、大阪府として副校長という職はないことから、大阪府の職階では教頭と同様となります。したがって、義務教育学校の管理職は、校長1名、副校長1名、教頭2名の計4名となります。

また、養護教諭、事務職員については、それぞれ1名ずつ配置されることから施設一体型であれば、同施設に2名ずつ配置されることとなります。以上のことから、義務教育学校ができた場合も教育公務員等の数については、校長が1名となるという点以外大きな変更はありません。

16ページでは、第3節として、場所と施設規模について触れています。

場所については、（1）の1行目にありますように、『北条中学校の敷地及び既設学校施設を活用し、施設一体型の学校施設を整備することを前提に検討するとし、隣接する都市公園「北条公園」用地等の一部編入を想定し、検討するものとする』としています。

また、（2）の1行目にありますように、『北条中学校敷地及び北条公園用地の一部を活用し、北条小学校の機能を移転し、施設一体型の義務教育学校を設置すると仮定して考察する』としております。

下から2点目に現小学校の校舎床面積は、6,545㎡ですが、必要面積と交流スペースを鑑みる

と、新しい校舎は約5,000㎡で設定するとし、一番下の段落において、小学校部減少分は、中学校部との共有にて対応する、としています。

なお、想定する敷地面積については、後ほどご案内いたします。

次に、18ページをご覧ください。ここでは、付属機能の可能性、すなわち複合化について触れています。

1行目終わりからから2行目にかけて『併せて、学校施設の付属機能の可能性についても、検討を行うものとする。』とし、最後の段落において、『「どのような学校機能を期待するのか」を議論するにあたっては、学校・教育委員会・保護者・地域の協働のもと、子どもたちにとって安全・安心な学校生活が保障され、豊かな成長を支える環境づくりを基本に据えた上で、地域ニーズを汲み取って行くことが大切である』としています。

なお、この報告書では、複合化の内容については触れていません。

ここでは、複合化の視点を持ち合わせていることについて触れ、具体的な内容については、今後の議論によって深めていきたいと考えています。

次に、19ページをお願いします。このページから、23ページまでは、整備費用について整理しています。資料1にも下段に記載をしていますので、ご参照ください。

超概算になりますが、新校舎に約20億円、体育館に約4.9億円、給食室に約2.9億円を必要とし、北条中の長寿命化工事を除いて、合計約27.8億円、長寿命化工事を含めると、約44.9億円の費用が必要との概算を示しております。

まず、校舎については、20ページの中段少し上にありますように、文部科学省が定める「義務教育学校設置基準」、「公立学校施設等総括表」に基づき算定しています。

また、体育館については、21ページの上段にありますように、文部科学省が定める「義務教育学校設置基準」では、屋内運動場の整備について、小学校基準により計算した面積と、中学校基準により計算した面積を合計する必要があることから、小学校部体育館の整備が必要となるということを基に算定しています。

また、給食室については、22ページの上から2つ目の段落にありますように、「学校給食設備基準」が求めるドライシステムに対応することを基にしています。

次に、24ページ及び25ページをご覧ください。新しい教育課程の導入可能性について、ご説明いたします。

教育課程の編成権は、各学校長にあることが前提ですが、義務教育学校において考え得る特別な教育課程については、あらかじめ、その可能性を例示しておきたいと思えます。

まず、学年区分ですが、従来の「6-3」制ではなく、「4-3-2」などの区切りや相互の教科書の配付も可能です。しかし、市内他校との好事例の共有や、児童生徒の転出入や教職員の人事異動など、考慮しなければならない部分も出てまいります。

そこで、例えば、新しい教育課程として「総合的な学習の時間」と「生活科」の一部を統合した新課程「ほうじょう未来科」を創設し、異年齢交流や系統的な地域学習などこれまでの取組を大切に継承するとともに、人と人とのつながりを大切にした教育活動を実践することなどができると考えています。

また、週1時間は、曜日と時間を固定することで、更に柔軟で、ダイナミックな異年齢交流等に活用することができるなど、従来の枠に捉われない、創造的な教育活動が展開できるものと考えております。

次に、26ページをお願いします。第4章第6節において、重要な課題として、敷地面積の確保と、通学区域の設定について、触れております。

まず、敷地面積については、上から2段落目に、「小中一貫教育の実施に適した安全性の確保」が不可欠であり、運動場の考え方として「低学年児童が安心して運動や遊びが出来るように部活動が行われる運動場とは別に、低学年専用の運動場や広場等を計画することが重要」としていることに触れた上で、一番下の段落に、『北条中学校の一人当たりの運動場面積は一番多い状況となっているが、前期課程部の独立した運動場スペース、増築校舎の用地、体育館の建設用地を確保する必要があることを鑑みると、後期課程部の生徒が使用する屋外運動場の面積は、減少せざるを得ないと考える』としています。

このことをグラフにしたものが、27ページの中段です。現中学校の運動場の一部面積を、小学校の校舎・体育館の敷地面積に活用し、併せて、新しい小学校の運動場相当分の土地が必要としています。

現在の北条小の運動場の面積は確保したいとの考えから、現中学校の敷地に追加する形で、小学校、すなわち前期課程の運動場の面積、約5,200㎡を北条公園から編入する想定を記載しています。また、複合化の要素については、その内容によりますが、別途敷地が必要になる場合がありますので、その内容に応じて、プラスαの面積が必要になることがあるとしています。

次に、28ページをご覧ください。

ここでは、都市公園の面積を縮小させる場合の課題について触れており、一番下の行に、近隣地に同等面積の都市公園代替地を確保する必要がある、としています。

次に、30ページをお願いします。

校区・通学区域について、一番下の段落に、『(仮称)北条義務教育学校においても、「通学区特認校制」を導入することにより、一定の条件に当てはまる場合は、受け入れが可能な範囲において、指定校区を越え、市内どこからでも通える「小中一貫教育特認校」とすることなどについて検討を進めることが考えられる』としています。

最後に、31ページに記載しております、「今後の進め方(スケジュール)」についてですが、本日のこの総合教育会議におけるご議論が、STEP1の最終段階にあたりますので、本報告書案についてご議論、ご確認いただき、今後、STEP2-1「設置に関する基本構想の策定」、STEP2-2「施設整備方針の策定」、STEP3「設置条例の改正」「施設整備の設計、工事の予算化」の流れへと歩みを進めていくことを想定しています。

教育委員会事務局といたしましては、令和5年度に機構改革により新たに設置します「教育企画室」が、その業務の中心を担う予定としております。

本日、検討報告書(素案)をもとに、本市の現状や課題、検討にあたっての基本的な考え方等についてご説明をさせていただきましたが、今後の計画の検討にあたりましては、少子化による学校小規模化に対する対応や、地理的な要因による学校の移転の議論にとどまらない、今ある学校にどのような機能を付加していくか、大東市の学校教育をさらに進めていくためにどうブラッシュアップしていくか、大東市の未来の学校像を描くにあたり、様々な視点でご示唆をいただければと考えております。

どうぞよろしく願いいたします。

【東坂市長】

説明ありがとうございました。ここまで完成度の高いものをまとめあげられた事務局に感謝します。

一方で、これだけの内容の説明を一気に聞いたため、委員の皆様にはいろいろと疑問点もでてきたことと思います。この後、論点を絞って議論をいただきますが、疑問点についても遠慮なく投げかけていただければと思います。

論点1に入る前に、義務教育学校と施設型小中一貫校について、もう少し説明をしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

【事務局】

「義務教育学校」と「施設一体型小中一貫校」との比較につきましては、報告書案の3ページ、及び参考資料の10ページ、及び13ページに、図や表で示されているものをご覧いただきながら、ご説明をさせていただきます。

どちらも、義務教育の9年間で、より連続性のあるものとして捉える、という点については共通するところですが、違いといたしましては、まず、1点目として「小中一貫校」では、小学校・中学校にそれぞれ1名の校長を置き、小中それぞれの教職員組織が構成されるのに対し、「義務教育学校」においては、1名の校長のもとに、一つの教職員組織で構成されることとなります。

2点目の主な違いとしましては、「小中一貫校」の修業期間が小学校6年間、中学校3年間であるのに対し、「義務教育学校」は、9年の課程が小学校相当の前期6年、中学校相当の後期3年に区分されていますが、1年生から9年生までの児童生徒が1つの学校に通うという特質を生かして、9年間の教育課程において、例えば「4—3—2」や「5—4」などの柔軟な学年段階の区切りを設定することが可能となります。

3点目に、教員免許状についてですが、「小中一貫校」においては、所属する小・中それぞれの免許状の保有であるのに対し、「義務教育学校」では、小学校及び中学校の教諭の免許状の両方を併有することを原則としつつ、当分の間は、小学校又は中学校の教諭の免許状のどちらかを持っていれば、それぞれ義務教育学校の前期課程又は後期課程の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となることができることとされています。ただし、免許制度自体が柔軟なものに改善されているので、どちらかの免許状しか持っていない場合でも様々な取組に参画することは可能です。

これらの制度や形態の違いが、子どもたちにどのような影響を及ぼすのか、一概にどちらが優れているとは言い難いところではあります。報告書にもあるとおり、本市での3年間のプロジェクト事業における成果や課題を踏まえ、本市の子どもたちにとってより良い教育環境の在り方を模索してまいりたいと考えております。

【東坂市長】

説明ありがとうございました。

本市において、施設型の連携一体校は、四條畷学園をイメージしていただければと思います。義務教育学校は、本市にはまだ存在しておりません。大阪桐蔭は中高一体型といえると思います。

現状の把握や問題点についても、前半部分で説明がありました。それらも踏まえ、ご意見をいただくこととなります。

論点1として、本市の教育にとってどのような方式がいいのか、あるいはどのような方式は避けた方がいいのか、などについて、ご意見を頂戴したいと思います。田中委員いかがですか。

【田中委員】

私が勤める四條畷学園では、幼稚園から大学までということで、それぞれの年齢に合わせた教育をしていますが、縦の関係ということで、校長会や教頭会があり月1回会議を開いています。それぞれの年齢の教育がどのようなものかは知りやすいという意識はあります。しかし、中学校が具体的にどのようなことに取り組んでいるかという詳細までは分からないのが実情です。

義務教育学校は、おもしろいと思います。一貫校というのはそれぞれ組織があって、会社でいうところの支店が2つあるようなイメージですが、義務教育学校は1つの会社の中に2つの組織がある、というイメージで、もっと取り組みやすいように思います。

今までの学校は、同じ年齢同士の横のつながりが強くありました。しかし、実際に社会に出たら様々な年代の人との縦のつながりの方が多いと思います。そういった意味でも、6歳から15歳まで多様な年齢の縦のつながりの中で一緒に生活をしていくのは、価値があるのではないかと思います。

【東坂市長】

ありがとうございました。一体型の教育を実際に経験される中での貴重なご意見をいただきました。
太田委員いかがでしょうか

【太田委員】

大東市では小中連携を進めていますが、当初から課題に感じていたのは、指示系統が一本化しないということです。小学校・中学校、それぞれに校長がいる中で、行事をするにしても、指示が出しにくいとか遠慮がある、という課題があります。

義務教育学校であれば、校長が1人であるということで、最終決断は1人の校長が行いますので、指示が通せるのではないかと思います。そこが大きなポイントではないでしょうか。

【東坂市長】

ありがとうございます。中野委員いかがでしょうか。

【中野委員】

中学校目線で見えていくと、急によく知らない生徒が毎年入ってきて3年間で関わっていくということを踏まえると、どのような形であれ、9年間を通して関わっていく仕組みはいいと思います。

経営的な視点で考えると、頭を2つ置く組織体というのは、物事が進めにくいということがあります。その点、義務教育学校であれば、校長1人で意思決定できるのはメリットだと思います。逆にいうと、1人の校長が9年間もの長期間かつ相当数の教職員をまとめるとなると、相当の技量が必要であり、人事の面でハードルがあると感じております。

【東坂市長】

ありがとうございます。ここまでは、義務教育学校にメリットを感じるご意見が続いています。組織の運営上の安心感という意味で、系統が一つの方がいいということでした。

齊藤委員はいかがですか。

【齊藤委員】

北条校区で小中一貫教育のモデル事業をし、平成25年にアクセスプランをすることで、先生方の交流が保護者にも地域にも目に見えるようになりました。それは成果として非常に大きかったと思います。すごく丁寧に作り上げてきたので、施設一体型でも、義務教育学校でも、どちらもメリットが出せる状態ではないかと思います。

自分の家庭を考えてもそうですが、親子関係も良い意味でも悪い意味でも横関係になっていると思います。しかし、社会に出るとまだまだ縦の関係です。学校において横のつながりも大事だと思いますが、縦のつながりを学ぶことも大切だと思います。その意味では、一体型で縦の人間関係を学ぶことは非常に大事だと思います。

子どもだけでなく、家庭全体も踏まえていく必要があります。その意味でも、義務教育型で1人の校長の元で学ぶというのは、情報共有もしやすく、過ごしやすい面もあると思います。

【東坂市長】

ありがとうございます。4名の委員の方々のご意見は、概ね義務教育学校に好感を持たれている様子です。そこから得られる効果についても好意的なご意見です。

教育長はいかがでしょう。

【水野教育長】

そもそも大東市が小中一貫教育を進めていこうということになった時に、どんな課題があって進めていくのかという議論をしたと思います。子どもが中学校にあがるときに、小学校の先生からは「中学校にあがったらなんでこんな子になったのか」とか、中学校の先生からは「小学校の時にちゃんと教育してこなかった」という意見が多くあったということもあります。そこで、1人の先生が1人の子どもを見ていく必要があるという話になりました。そして、9年間のめざすべき子ども像を共有しようということで進め、モデル事業として北条中学校区でスタートし、一定ポジティブな成果が出てきたことから、現在は全校で小中一貫教育を実施しています。

このストーリーから考えたときに、もっとより良くするためには、ソフト面の小中一貫だけでなく、次はハードをやれば、もっと一貫教育の良さを出せるのではないかと、という流れは理解ができます。

そこで、論点1という議論になるわけですが、ハードを検討していくにあたって、義務教育学校がいいのか、施設型の小中一貫校がいいのか、ということになります。

兄弟も少なくなり、地縁血縁の希薄化というのも全国的な課題となっています。そのような中で、多世代で一つのカリキュラムに取り組むというのは効果的だと思います。これが施設一体型の小中一貫校では、場合によっては行事だけの連携に留まる可能性もありますが、義務教育学校ではカリキュラムベースで連携ができることが期待されます。

これまで議論を重ねてきた大東市の取組を踏まえて、どちらが適切かという議論をもっと進めていく必要があると思います。

【東坂市長】

これまでの皆様のご意見をお聞きしていると、論点1についての意見を聞くというよりは、これを踏まえて論点2に移って、それをもってまた論点1に戻ってきてもいいのではないかと感じました。

義務教育学校や小中一貫校ありきで進めてきたとしたら、賛成・反対、様々あると思いますが、本市は小中一貫教育の取組をじっくりと進めてきたソフト面の重ねが経験値としてあることから、義務教育学校に向けた安心感と目的意識が明確になっていると感じました。

そこで、論点2に移っていくわけですが、小中一貫教育の成果と、児童数の推移に対応するフレキシビリティの考え方、施設の老朽化に加えて北条小学校で顕著にみられる土砂災害に対する懸念を踏まえると、北条中学校区における検討が最適かと思いますが、北条中学校区に絞った検討はどうか、についての議論を行いたいと思います。

中野委員いかがでしょうか。

【中野委員】

1小1中が4校区あるということで、そこをフラットに考えるとどこからでもいいかと思いますが、教育では、安心・安全の場所であることが最も優先順位が高いと思います。そういう意味では北条中学校区がベターだと思います。

ただ、運動場の水はけの問題があります。また、地域の方々が公園を利用されています。面積を増やすために公園の敷地を活用するという点については、地域の方々の意見を慎重に聞きながら進めるべきだと思います。優先順位をつけるのであれば、北条中学校区であると思います。

【東坂市長】

北条中学校区で実施される場合、懸念されることは何かありますか。

【中野委員】

敷地の問題で、公園を一部取り込まないといけないという計画に対して、地域の方々や団体さんが多く公園を利用されているので、代替案を地域の方々にお示しすることで、進めやすくなるのかなと思います。そのあたりの配慮が必要ではないでしょうか。

【東坂市長】

1小1中の観点に加え、例えば、校区の整理のために2小1中を一体型にするという発想もあると思います。そういった様々なアイデアの中で、北条校区で実施することのメリット・デメリットなどについても意見をいただければと思います。

【太田委員】

先般、守口市の義務教育学校を見せていただいたのですが、課題はあるがデメリットはないとおっしゃっていました。中でも、学校運営協議会がすごくしっかりしている、前向きになっている、というのは大きいと思います。

公園を取り込むことについて反対意見も含めていろいろな意見が出てくると思いますので、そのあたりを丁寧に説明していく必要があると思います。ただでさえ統廃合に対してはセンシティブな方も多くいるので、慎重に進めていくことが今後の課題であると思います。

【東坂市長】

義務教育学校ができると、その周囲の地価が上がったり、居住人気が高まったりということもあると伺っています。そういった意味では、周辺の追い風を利用するというのもあるかもしれません。本市でも、実践するためには周囲の理解が必須であると思います。

齊藤委員、いかがですか。

【齊藤委員】

北条中学校区で義務教育学校を検討していくことについては賛成です。以前、北条小学校と北条西小学校が統合された時に、山手の小学校に登校することに対する不安が、当時の北条西小学校の保護者から出ていました。土砂災害の件はその時からの課題でした。地域的に考えたら、北条中学校の場所にするのが望まれていると思います。

敷地面で公園の話が出ていますが、公園を本当に使っているのは誰なのか、誰が困るのかという聞き取りや利用率の把握は必要であると思います。地域の人がどれくらい困るのか、遊び場として子どもたちがどれくらい使っているのかという数字を見たいなと思います。

団体利用の方々も困るかもしれませんが、団体利用中に公園を利用できなかった地域の人たちもいたと思います。そのあたりのことが、地域の方々にとっても団体利用の方々にとっても、改善されるのであればいいのではないかと思います。義務教育学校を創る上で、地域の振興策ということもあわせて考えて、地域の方にもメリットがあることを打ち出せば、敷地の問題は進められるのではないかと思います。

【東坂市長】

どの校区であっても、敷地の問題はあります。そのような中で、北条中学校区で進めることについて、他の校区と比べて難易度が高いのか、それらを比較する議論も必要だと思います。そのあたりの情報も事務局で収集してほしいと思います。

一方で、市のスポーツ振興のうち野球に対する考え方ですが、公園での野球は防球ネットの設置を進めてはいるものの、中学校のグラウンドを使っただけでもお願いしています。野球は他の競技と比べて、広さが必要なこと、危険が伴うこと、周囲にボールが飛ぶなどの影響があります。今、深野中学校などを中心に、夜間の照明などを活用しながら利用していただいています。中学校のグラウンドを使っただけでいることの延長上には、今後、義務教育学校のグラウンドの使い方についても議論が出てくると思います。学校としての専用スペースのあり方、行政財産としてのあり方、市民がどのように市の財産を活用していくか、などを議論していく必要もあると考えます。

田中委員はいかがですか。

【田中委員】

少子化になってきたら、運動会も合同学年で開催していくことになると思います。小中が一体になり、異年齢で一緒に競技をすることができれば、地域の運動会のようになっておもしろいと思います。

その他にも、例えば、卒業式は何回するのか、途中とするのか、1回なのか、なども考えていく必要があります。節目なのでやってほしいなと思いますが。

北条公園については、地域の方がイルミネーションをすごく頑張っていると思います。夜間警備を兼ねてということも聞いていますが、私はとても楽しみにしているので、それがなくなると寂しいなと

思います。

私も、以前、守口市のさつき学園に見学に行きました。確か学校の図書館は、地域の人にも貸し出しできるシステムになっていたと思います。また、学校の中に地域で使えるセンターみたいなものもありました。どのような方式であれ、地域の方と一緒にどう育っていくかということが重要であると思います。

【東坂市長】

守口市の学校施設の中にあるコミュニティスペースは、入口を分けています。市長として、教育施設の中に、行政の拠点をサテライトオフィスとして設けてはどうかというのを提言し続けています。多様な機能を学校が持ち合わせることに理解が深まれば、学校をより安心の上で活用いただけるのではないかと思います。そのような副次的な効果も期待したいと感じているところです。

【水野教育長】

大東の教育の未来をどのようにイメージしていくのか、という視点から考えると、北条はmorinekiの新たなまちなみができている中で、市外の方からも話題に出されることが増えています。そのようなまちで、新たな教育の形を打ち出すというのは、相乗効果が期待できます。また、その経験を他の地域に拡げていくこともイメージしやすいと思います。

北条小学校の児童数は増加していくと見込まれています。そこで、教育として新たな形をスタートするのもポイントだと思います。

太田委員ご指摘の学校運営協議会の協力は重要だと思います。コミュニティスクールは、昨年度に北条中学校区と南郷中学校区でスタートし、今年度は全中学校区で実施しています。その視点でいっても、北条中学校区では活発な議論が進められていると聞いておりますし、地域の皆様とともに学校を創っていくという意味でも、北条とすることは理解できます。

【東坂市長】

今、morinekiの話もでしたが、大東市における文化的資産として、現在は三好長慶公や飯盛城跡の国史跡指定の話が多く出てきます。一方で少し忘れがちなのが、楠木正行です。四條畷の合戦の口火が切られたのが、今の北条中学校のエリアです。「古戦田」という地名はその由来であり、文化的・歴史的意義も大きな場所に、9年間の教育を受けることができるのは多少なりとも意義があることだと思います。

論点1、2以外にもご意見がありましたら、お願いします。

【太田委員】

先ほどの続きになりますが、さつき学園の話です。子どもたちの変化で何か効果があったかとお聞きすると、後期課程の子どもたちの行動が変わってきたということでした。小さな子どもたちと9年間一緒にいると、理不尽な行動は見せづらくなり、生徒指導の落ち着きという好影響があると思います。

【東坂市長】

義務教育学校で配慮するところがあれば、ご意見をお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

【中野委員】

今後、議論を市民の方々と進めていく中で、目的が何なのかということ責任をもって伝えることが必要だと思います。子どもの未来をより豊かにするためにどのような教育場面が必要か、というのが議論の中心地点であって、その中心ポイントをしっかり伝えていくことが重要だと思います。

【齊藤委員】

小中一貫教育の成果として、自己肯定感や安心感が上がったということでした。それを義務教育学校の目的にもしていきと思いますが、小中一貫校をしていない学校にも、自己肯定感や安心感がなぜあがったのかということ进行分析して、それを活かさないかと思っています。

【東坂市長】

モデル校の取組や義務教育学校の好事例やエッセンスが市内に拡がるというイメージですね。まさにその通りだと思います。

【田中委員】

小中学校の先生が連携を深めるというのは、今の段階でもできますし、既にやっています。ただ、目の前の仕事に手一杯で、意識が向かない先生に対して、どのように働きかけていくか、ということ期待しています。

【東坂市長】

今の田中委員のご意見に対して、教育長はどう感じていますか。

【水野教育長】

以前は、各校長先生が自身の教育像を持っていましたが、コロナ禍を経て、子どもたちの未来の形も変わっていきだろうという前提のもと、大東の教育をどうしていくかということ随分共有できるようになったと思います。義務教育学校につきましても、何のためにするのか、どうしていくのか、という説明を尽くしていき、地域と共に検討していくことが必要不可欠だと思いますが、以前よりもこのような話はしやすい環境になったように思います。

【東坂市長】

現在、全国各地でクラブの民間委託が進んでいます。クラブ活動は、後期だけなのか、前期も含めてやるのかなど、クラブ活動のあり方についても、より発展的なものが見込めるのではないかと思います。

今日の議論に加え、義務教育の可能性を拡げ、深掘りすることについては、今後も議論を深めていければと思います。

限られた時間の中ですが、貴重なご意見、中身の濃い意見をいただきましたと思います。これを一つのステップとして、今後も検討を続けていきたいと思っています。問題を打開する、あるいは、子どもの数に対応する柔軟性を確立する、などといった義務教育学校議論をこれからも進めていきたいと思っていますの

で、よろしくお願いいたします。

続きまして、公民連携教育学校の進捗状況について、事務局より報告をお願いします。

【事務局】

「大東市公民連携教育事業」についてご報告させていただきます。

公民連携教育事業は、令和2年8月4日に開催された令和2年度第1回総合教育会議において、「新たな学びの選択肢」や「オンラインを活用した学校」について検討する場が設置されたことを契機に、検討を進めてまいりました。当時はコロナ禍であったため、子どもたちの学びを止めないことを最重要課題として、その手段の一つとして、オンラインを活用した学校の創設が出来ないかという視点で議論を深めていただいたところです。

議論を深めていただく中で、コロナ禍の一時的措置としてオンラインを活用した学校を検討するのではなく、子どもの学びの在り方をもっと大きく捉え、一律、一斉、一方向型の授業から、学びの自律化や学びの真の個別最適化をめざし、学びの価値観を変えていくべきであるという考えにまとめてきたところです。めざすのは、多様な教育の機会を増やすことです。オンラインとオフラインを組み合わせた次世代のオルタナティブスクールのモデル「公民連携スクール」の実現に向け、公民連携教育事業を進めてまいりたいと考えております。

本日は、令和4年4月4日の総合教育会議でご報告させていただいた後の動きについて、ご説明させていただきます。何卒、よろしくお願いいたします。

それでは、担当課長より、資料の説明をさせていただきます。

「大東市公民連携教育事業」についてご報告させていただきます。現在までの進捗状況や変更内容についてご報告させていただきます。資料の4と参考資料の1となります。

本日は、大きく3つの項目について、ご報告させていただきます。「特区の提案状況」「プロポーザル審査会」「プロポーザル審査会で選定された民間事業者の提案書」についてです。

資料4の1枚目をご覧ください。公民連携教育の事業概要をご説明します。

国の資料によりますと、現行の学びの場には、発達障害、特異な才能、不登校、学校に違和感を持つ子どもなど、様々な背景や特性を持つ子どもがいますとされております。このような特性を持つ子どもの可能性を最大限引き出すためには、皆が同じことを一斉にやり、皆と同じことができることを評価してきた「学びの価値観」を変え、個別最適化の学びを、今以上に進めていくことが必要とされております。

現行制度では、義務教育期間中、子どもは学校教育法第一条に位置付けられた学校に通わなければならないとされており、現行の学校制度に違和感を持つ子どもたちへの教育を受ける権利の保障は十分ではありません。法律や制度が現実の課題に追いついていない状況であります。

2つ目の黒丸をご覧ください。大東市では、このような、学校に通うことに違和感を持つ子どもたちに、憲法第26条等の「等しく教育を受ける権利」を保障するため、学校以外で子どもの興味関心を受けとめることができる学びの場「公民連携スクール」の実現に向けて、構想を進めてまいりました。

下の左図をご覧ください。大東市が進める公民連携スクールのイメージです。義務教育期間以降は、様々な選択肢がありますが、義務教育期間中は、中学校しか選択肢はありません。公民連携スクールは、新しい学びのあり方や選択肢を増やしていきたいと考えております。

下の右図をご覧ください。大東市では、平成29年2月に公民連携基本計画を策定し、開発理念を「自分でつくったまちに住む」として、3つのまちづくりの方向性を定めています。まちへの愛着、矜持を持つことで、能動的にまちづくりに関わる人を増やしていくことが、公民連携基本計画の開発理念です。

公民連携スクールでも、自分でまちをつくる、という意識を醸成していきたいと考えています。同スクールを、まちへ開かれた学びの場として、外部人材や民間事業者と連携し、様々な職業や働き方、地域活動に関わる機会を作ってまいります。会社や団体等の組織に所属し、雇われて給料賃金を得て生計をたてる働き方の他、起業、フリーランス、小商い、アーティスト、研究者など、様々な職種や働き方、地域活動を知ることで、子どもにとっては将来を幅広い選択肢から考えられる機会になると考えます。

公民連携スクールのカリキュラムを履修し、起業して新しい都市型産業を生み出す子どもも出てくるのではないかと考えます。開発理念「自分のつくったまち」の実現に、公民連携スクールを繋げてまいりたいと考えております。

2枚目をご覧ください。こちらの内容は、第1回の総合教育会議から変更したものです。「公民連携スクール」は、学校教育法第一条に規定されているものではないため、現行制度では、このスクールに子どもたちが学籍を置くことはできません。子どもたちの未来のため、確実に公民連携スクールを開校するために、令和4年6月末に、大東市が進める公民連携スクール構想やその課題について、内閣府及び経済産業省に相談に行ったところ、国の「特区制度」を活用してはどうかとのアドバイスをいただいたことを受けて、令和4年8月、国に特区の提案を行いました。特区の認定までは時間がかかることから、開校を『令和5年4月』から、『特区認定後の開校』へ、変更しております。

下の表は、内閣府に公設民営のオルタナティブスクールを開設するのに困難となっている規制について、改革を希望すると提案した内容です。提案をした後、内閣府の動きとしましては、現在関係する省庁において、ご検討いただいている状況であり、今後関係する省庁とのヒアリングの場を設けていただける、と伺っており、内閣府からの日程調整のご連絡をお待ちしている段階です。

3枚目をご覧ください。プロポーザル審査会について、ご説明します。内閣府との特区協議を進めていくにあたり、より具体的な内容を申請していくため、本市と連携して、特区協議の提案書の作成やお試しスクールの実施、ニーズ調査を実施する民間事業者を、プロポーザル公募で選定しました。

左の公募状況をご覧ください。応募者の募集は、令和4年10月28日～11月22日の期間で行いました。募集にあたっては、ホームページで公表し、令和4年5月にヒアリングをした民間事業者に公募を始めたことについてお知らせをしました。

提案書の提出があったのは、1団体でした。この提案書を外部有識者に審査をしてもらうプロポーザル審査会を令和4年12月に開催しました。審査委員は6名で、表のとおりです。

右の選定方法をご覧ください。事業者の選定は、提案書の内容とプレゼンテーションの内容を総合的に評価し、最も評価点が高く、かつ総配点の60%以上である事業者を最優秀提案事業者としました。

応募要領で、応募事業者が1者の場合でも、本プロポーザル公募は成立するものとしており、審査委員1人の持ち点は100点です。配点は評価項目のとおりです。

4枚目左側をご覧ください。応募者のプレゼンテーションに対する審査委員の質疑です。対象者については、想定する中学生のイメージ、ニーズはあるかといった質問がありました。収支計画については、保護者負担についての質問がありました。組織体制については、応募者の法人格が「株式会社」で

あったため、教育分野に関わることについての想いを伺う質問がありました。その他、中間・期末テストや成果指標についての質問がありました。

右側をご覧ください。選定の結果、株式会社コーミンが選定されました。

5枚目から7枚目では、株式会社コーミンの提案書を抜粋してご説明します。提案書の完全版については、一部、非公開部分も含めて、お手元にお配りしております参考資料1を後ほどご覧ください。

5枚目をご覧ください。左は提案書の表紙です。右は、株式会社コーミンが提案した「めざす教育のすがた」です。新しい学びの場は、経済的格差や情報格差によることなく、希望すれば、誰でも当たり前前にアクセスできるという環境をつくりだすことが大切であるとおっしゃっておられます。また、学びの場に教育DXを取り入れることで、学びの選択肢を自由に組み合わせることが可能になるともおっしゃっておられます。

そうすることで、「探求を核とした個を本当に大切にできる機会」、「主体的で対話的な深い学びができる機会」を子どもたちに提供することが可能になるとされております。

6枚目をご覧ください。株式会社コーミンが提案されたカリキュラムの体系です。提案書の中で、「CoCoSchool」というスクール名を提案され、「学ぶ」、「遊ぶ」、「生きる」を要素としたカリキュラムを実施していくとされております。子どもたちの一人ひとりの育ちを、一人ひとりのベストタイミングで実現するため、発達・発育に基づいた身体の動きを再学習するプログラムを実施するとお伺いしております。

株式会社コーミンは地域包括支援センターを運営しておられるので、カラダの構造や仕組み、動きの専門家である理学療法士、作業療法士も多く在籍しております。その強みを活かした特徴的なプログラムを提案されたそうです。

スライドの下部をご覧ください。「生きる」の要素として、発達・発育に基づいた動きを再学習するプログラムを実施するとされておられます。「遊ぶ」の要素として、飯盛山を教室とした遊びのプログラムや、市内企業と連携した市内をフィールドとしたまちづくりプログラムを実施するとされております。「学ぶ」の要素として、EdTech教材を使用した効率的な学びや、生徒の発達・発育と到達度に合わせた個別最適化学習を実施するとされております。

7枚目をご覧ください。株式会社コーミンの提案書では、スクールを運営していく上で、分野や機能ごとに様々なリソースを活用するとされており、地域資源として、大東包括支援センターをはじめとした市内企業、また外部組織として、経済産業省の「未来の教室」の参画事業者である「NPO法人SOMA」、箕面市で民間のオルタナティブスクールを運営されている「認定NPO法人コクレオの森」、幼児教育の父と言われた倉橋惣三のメソッドを受け継ぐ団体「一般社団法人倉橋惣三協会」などと連携されるそうです。また、大学教授やその研究室との連携も進めていくとお伺いしております。

株式会社コーミンが提案された公民連携スクールは、子ども一人ひとりに異なる資質があり、その成長過程には個人差があるという前提のもと、子どもたちに寄り添い、保育所のように、発達発育のタイミングに合わせたカリキュラムを提供しようとするものです。

先ほどご紹介した3つの日本屈指の教育専門組織は、この株式会社コーミンの理念に賛同され、この大東の地で新しい教育の実現のため協力を惜しまないとおっしゃっておられる、とお伺いしております。これらの外部組織とフィールドである市内企業を組み合わせたカリキュラムをつくることこそが、株式会社コーミンの強みであると言えます。

9枚目をご覧ください。今後のスケジュールは下記のとおりです。選定された株式会社コーミンと連

携して、特区申請を具体的にするための各種取組を進めてまいります。また令和5年度は、大東市が主催する公民連携教育に関する講演会や座談会を開催するための予算を、予算に計上しております。

説明は以上となります。

【東坂市長】

ありがとうございます。公民連携教育事業についての進捗のご説明でした。

前回の説明から変わっている部分もありますので、ご質問等ありましたらお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

【中野委員】

今後、保護者の方や市民に説明されることと思うのですが、初めて聞いた方が分かるようにするための説明はどのようにイメージされているのでしょうか。

【事務局】

これから国の特区認定をいただくために、選定した株式会社コーミンと、民間活力導入調査として、ニーズ調査を進めてまいりたいと考えております。その際には、保護者の方々との座談会や生徒の話を聞くなどしながら、どのような新たな学びの場が求められているのか、どのような教育環境を作っていくかなどのニーズを把握し、検討してまいります。

【中野委員】

一般の方が最終的に文章で目にするときに、具体的なイメージができる文章や、モデルとなるようなケースなどを伝えると、これは我が子にとって最適なのだなとイメージできると思います。それを検討されてはどうかと思います。

【水野教育長】

この議論が始まったのは令和2年夏ごろだったと思います。その時に私がお伝えしたのは、学校教育と対立するものであってはならないという点が何より大切だという話をさせていただきました。今の説明を聞いていますと、学びのグラデーションというのはいいと思いますが、今の学校ができていないという印象を受けてしまう説明もありました。

常に最新の大東の今の教育を見てほしいと思います。大東の学校ではAIドリルもやっている、先生方の働き方改革もしている、子どもたちのPBLも進めています。つい先日も、ある学校から若い先生が地域に子どもたちと出て行って、地域課題を子どもたちが見つけてビジネスプランを作っているの、民間の経営者を紹介してほしい、という話もありました。若い先生も挑戦的な授業を進めています。教育を変えていこうという機運も高まっています。そこを見た上で、それでも制度上できないから公民連携スクールだ、という説明にしていただければと思います。

【東坂市長】

公教育の選択肢が広がっているからこそ、公民連携教育にさらなる自由度が求められて、実現化していくということだと思います。

現状の教育の否定をする部分があってもいいとは思いますが、現状をしっかり把握していること、その上で、補完的なものであったり、代替的なものであったり、あるいは相乗効果を生み出すものを、公民連携教育は求めていくのだというスタンスは忘れないようにしていただきたいです。

【田中委員】

コーミンの提案書で、指導者の中にPT、OP、保育士が入っている意図を教えてください。

【事務局】

子どもにとって、発育という観点も大切ですので、発育からすると保育士はより適切な考え方を持っているのではないかと理由で、スタッフとして雇うと聞いております。

【東坂校長】

教員というよりは、外部人材として、保育士さんに参画していただくということですか。

【事務局】

スタッフとして雇うと聞いています。

【東坂市長】

保育士が教員として授業をする、ということではないですね。

【事務局】

はい、ないです。

【東坂市長】

これから特区申請の中で、いくつかのハードルを乗り越えていかなければならないと思います。

ハードルを乗り越えていくためにも、理念や理想はピントを合わせていかないと、特区も実現していかないでしょうし、その先の実現もおぼつかないと思います。

どういった子どもたちに、どういった希望と将来を準備できるのか、どういったところが現行の教育を前に進めることができるのか、というのがポイントになろうかと思います。

【齊藤委員】

事業概要の中に、「特異な才能」という言葉がありますか、どのようなイメージをしているのでしょうか。

【事務局】

国のイノベーション会議の資料の中に、どういったお子さんが存在しているのかを示した図があり、そこでこの表現が用いられています。

特異な才能というのは、例えば、5教科の中で数学だけがずば抜けてできたり、逆に1つの教科がまったくできないなど、平均的にすべてのことができるというのではなくて、ある一定の部分で能力を発

揮しているお子さんがいるということで、特異な才能と表記しています。

【東坂市長】

イノベーション会議における定義には、多様なお子さんをそのように表現しているところがあります。多様な子どもに対して、画一的な教育を施すのではなく、個別最適な教育に向けてどのような対応が出来るのかが議論されていて、公民連携教育もそれに沿うような学校教育の実現をめざしている、というご理解でいいのではないかと思います。

他に何かございませんでしょうか。

それでは、中身の濃い議論ができましたことに感謝を申し上げまして、本日の議題はこれをもって全て終了とさせていただきます。

事務局に進行をお返しします。

【事務局】

皆様、誠にありがとうございました。

本日の会議の会議録は、ホームページで公表させていただく予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

傍聴につきましては、1名の方がいらっしやいまして、傍聴を認めさせていただいておりますので、ご報告申し上げます。

それではこれもちまして、令和4年度第2回総合教育会議を閉会いたします。ありがとうございました。

以 上

令和 5 年 3 月 15 日

大東市長

東坂 浩一

大東市教育委員会 教育長

水野 達朗